

第9回新庁舎建設検討委員会

新庁舎建設に向けた取り組みについて

平成30年2月5日(月)

庁舎建設準備室

1 新庁舎建設に向けたこれまでの経過と今後の予定

平成29年度	(4月～6月)	(7月～9月)	(10月～12月)	(1月～3月)	
新庁舎建設に関する取組み					
	市庁舎建設等に係る検討結果報告書(平成29年2月) パブリックコメント結果まとめ	パブリックコメントによる建設場所の比較検討	建設場所の選定作業 基本計画素案の作成	パブリックコメント結果まとめ 基本計画案作成 基本計画の完成	←経過 今後予定→
市議会(特別委員会)	● 6/6	● 8/18	● 10/27	● 12/14	● 2/8
市民	パブリックコメント実施 パブリックコメント結果の公表	建設場所比較検討の公表 市民説明会の開催 各種団体等との意見交換会の開催	建設場所の選定結果の公表 建設場所のお知らせ 基本計画素案の公表 パブリックコメント実施	パブリックコメント結果の公表 基本計画案の公表 基本計画完成のお知らせ	

平成30年度 基本設計・実施設計

2 「岩見沢市新庁舎建設基本計画（素案）」に対する意見募集

(1)実施概要

- ①**目的** 現庁舎における現状や課題、新庁舎建設の必要性、施設機能、建築計画や事業計画などを取りまとめた、岩見沢市新庁舎建設基本計画（素案）を策定しました。今後、市民の皆さま等との情報共有を一層図りながら、よりよい市庁舎の建設を目指すため、基本計画（素案）についての意見等を募集する。
- ②**募集期間** 平成29年12月18日（月）～平成30年1月10日（水） 24日間
- ③**周知方法** 市ホームページ
- ④**掲示資料及び掲示場所**
- ・岩見沢市新庁舎建設基本計画（素案）及び同計画（素案）【概要版】の2種類
 - ・市ホームページに掲載するほか、庁舎建設準備室、北村・栗沢支所、有明交流プラザ、幌向・朝日・美流渡サービスセンターで閲覧可
- ⑤**意見提出**（提出様式）所定の意見提出様式に氏名・住所等の必要事項を記入し、意見等は自由記載とする
（提出方法）電子メール、郵送、④の掲示場所となる庁舎建設準備室又は支所等、ファクシミリ

(2)提出結果

- ①**提出数** 19人（男性15人、女性4人）
- ②**提出意見の内訳数**（各章ごとに集計、一人で複数の意見提出あり）


第1章	基本計画策定までの経緯	0件	第6章	施設整備計画	10件
第2章	新庁舎建設の必要性	1件	第7章	建設費用及び財源	1件
第3章	新庁舎建設の基本理念及び基本方針	1件	第8章	事業計画	4件
第4章	新庁舎へ導入する機能	40件	その他		5件
第5章	建設場所について	0件	計		62件

※意見・要望等及び市の考え方については、別紙1のとおり

3 「岩見沢市新庁舎建設基本計画（素案）」の修正箇所①

「岩見沢市新庁舎建設基本計画（素案）」に対する市民の皆さんからのご意見・ご要望等を踏まえ、記載内容をさらにわかりやすくするための修正を行いました。

なお、市民の皆さんからいただいたご意見の中で、今後の基本設計・実施設計に関連する内容については、設計段階で整理をさせていただきますとともに、市の他の施策に関連するような内容については、今後の参考とさせていただきます。

No	項目	頁	修正前	修正後	修正理由
1	第4章 新庁舎へ導入する機能 1. 市民サービス機能 1-2. 窓口機能 b. 臨時窓口	12	b. 臨時窓口 臨時的でかつ一時的に集中して受付を行う手続き(税の申告、期日前投票)などでは、市民が利用しやすい場所に臨時窓口スペースを確保できるよう検討します。 通常は多目的なスペースとしての利用を検討します。	b. 臨時窓口 臨時的でかつ一時的に集中して受付を行う手続きなどでは、市民が利用しやすい場所に臨時窓口スペースを確保できるよう検討します。 通常は多目的なスペースとしての利用を検討します。	臨時窓口で、記載した手続事例のみと受け取られる可能性があるため、手続事例を削除
2	第4章 新庁舎へ導入する機能 1. 市民サービス機能 1-2. 窓口機能 d. 快適な待合スペース	13	※デジタルサイネージ:ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称	※デジタルサイネージ:ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称 	デジタルサイネージの注釈文を入れているが、よりイメージしやすくするため写真を挿入

「デジタルサイネージ」の事例として、写真を挿入

3 「岩見沢市新庁舎建設基本計画（素案）」の修正箇所②

No	項目	頁	修正前	修正後	修正理由																																																								
3	第6章 施設整備計画 3. 建築計画に関する考え方 3-2. 構造計画	26	<p>3-2. 構造計画</p> <p>新庁舎は、防災拠点・災害復旧拠点としての中核的機能を担うべき重要な施設であることから、国土交通省で定める「官庁施設の総合耐震計画基準」により、構造体の耐震安全性の目標及び建築非構造部材の性能目標を「Ⅰ類」及び「A類」とするほか、層間変形角を鉄筋コンクリート造の場合で1/200(鉄骨の場合は1/100)以下とし、地震時の構造体の変形を抑制します。</p>	<p>3-2. 構造計画</p> <p>現在の耐震基準では、震度6強から7の地震に対して倒壊しないような強度が求められます。新庁舎は、防災拠点・災害復旧拠点としての中核的機能を担うべき重要な施設であることから、国土交通省で定める「官庁施設の総合耐震計画基準」により、構造体の耐震安全性の目標及び建築非構造部材の性能目標を「Ⅰ類」及び「A類」とするほか、層間変形角を鉄筋コンクリート造の場合で1/200(鉄骨の場合は1/100)以下とし、地震時の構造体の変形を抑制します。</p>	耐震安全性の目標とする地震動の基準を明確にするため補足説明を追記																																																								
4	第6章 施設整備計画 3. 建築計画に関する考え方 3-2. 構造計画	26	<p>■耐震安全性の目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>分類</th> <th>耐震安全性の目標</th> <th>重要度係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">構造体</td> <td>Ⅰ類</td> <td>大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ類</td> <td>大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ類</td> <td>大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建築非構造部材</td> <td>A類</td> <td>大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B類</td> <td>大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建築設備</td> <td>甲類</td> <td>大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乙類</td> <td>大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>□: 本計画目標</p>	部位	分類	耐震安全性の目標	重要度係数	構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	1.50	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。	1.25	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。	1.00	建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。		B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。		建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。		乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。		<p>■耐震安全性の目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>分類</th> <th>耐震安全性の目標</th> <th>重要度係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">構造体</td> <td>Ⅰ類</td> <td>大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ類</td> <td>大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ類</td> <td>大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建築非構造部材</td> <td>A類</td> <td>大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B類</td> <td>大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建築設備</td> <td>甲類</td> <td>大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乙類</td> <td>大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>□: 本計画目標</p> <p>※重要度係数: 建物の設計時に地震によって建物に加わる水平力を割増す係数。「Ⅰ類」では耐震基準の5割増しの構造強度設計となる。</p> <p>【拡大】 ※重要度係数: 建物の設計時に地震によって建物に加わる水平力を割増す係数。「Ⅰ類」では耐震基準の5割増しの構造強度設計となる。</p>	部位	分類	耐震安全性の目標	重要度係数	構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	1.50	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。	1.25	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。	1.00	建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。		B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。		建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。		乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。		「重要度係数」の用語説明を補足
部位	分類	耐震安全性の目標	重要度係数																																																										
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	1.50																																																										
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。	1.25																																																										
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。	1.00																																																										
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。																																																											
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。																																																											
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。																																																											
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。																																																											
部位	分類	耐震安全性の目標	重要度係数																																																										
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	1.50																																																										
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。	1.25																																																										
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。	1.00																																																										
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。																																																											
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。																																																											
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。																																																											
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。																																																											

3 「岩見沢市新庁舎建設基本計画（素案）」の修正箇所③

№	項目	頁	修正前	修正後	修正理由																																																																						
5	第6章 施設整備計画 4. 新庁舎の適正規模 4-2. 階層構成 b. 窓口機能	34	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #4CAF50; color: white;">窓口</th> <th style="background-color: #4CAF50; color: white;">部局</th> <th style="background-color: #4CAF50; color: white;">課室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報公開・国際交流・統計等</td> <td rowspan="5">総務部</td> <td>庶務課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住民票・相談・町会等</td> <td>市民連携室：市民連携係</td> </tr> <tr> <td>市民連携室： 市民相談・交通防犯係</td> </tr> <tr> <td>市民サービス課（市民係）</td> </tr> <tr> <td>税・年金</td> <td>企画財政部</td> <td>同上（年金係）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">保険・医療・福祉</td> <td rowspan="4">健康福祉部</td> <td>税務課</td> </tr> <tr> <td>福祉課</td> </tr> <tr> <td>高齢介護課</td> </tr> <tr> <td>国保医療助成課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">墓地・畜犬・ごみ</td> <td rowspan="2">環境部</td> <td>保護課</td> </tr> <tr> <td>環境保全課</td> </tr> <tr> <td>市営住宅</td> <td>建設部</td> <td>廃棄物対策課</td> </tr> <tr> <td>水道料金・届出</td> <td>水道部</td> <td>建築課</td> </tr> <tr> <td>税金等の支払</td> <td></td> <td>業務課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>会計室</td> </tr> </tbody> </table>	窓口	部局	課室	情報公開・国際交流・統計等	総務部	庶務課	住民票・相談・町会等	市民連携室：市民連携係	市民連携室： 市民相談・交通防犯係	市民サービス課（市民係）	税・年金	企画財政部	同上（年金係）	保険・医療・福祉	健康福祉部	税務課	福祉課	高齢介護課	国保医療助成課	墓地・畜犬・ごみ	環境部	保護課	環境保全課	市営住宅	建設部	廃棄物対策課	水道料金・届出	水道部	建築課	税金等の支払		業務課			会計室	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #4CAF50; color: white;">窓口</th> <th style="background-color: #4CAF50; color: white;">部局</th> <th style="background-color: #4CAF50; color: white;">課室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報公開・国際交流・統計等</td> <td rowspan="5">総務部</td> <td>庶務課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住民票・相談・町会等</td> <td>市民連携室：市民連携係</td> </tr> <tr> <td>市民連携室： 市民相談・交通防犯係</td> </tr> <tr> <td>市民サービス課（市民係）</td> </tr> <tr> <td>税・年金</td> <td>企画財政部</td> <td>同上（年金係）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">保険・医療・福祉</td> <td rowspan="4">健康福祉部</td> <td>税務課</td> </tr> <tr> <td>福祉課</td> </tr> <tr> <td>高齢介護課</td> </tr> <tr> <td>国保医療助成課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">墓地・畜犬・ごみ</td> <td rowspan="2">環境部</td> <td>保護課</td> </tr> <tr> <td>環境保全課</td> </tr> <tr> <td>市営住宅</td> <td>建設部</td> <td>廃棄物対策課</td> </tr> <tr> <td>水道料金・届出</td> <td>水道部</td> <td>建築課</td> </tr> <tr> <td>税金等の支払</td> <td></td> <td>業務課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>会計室</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: blue; font-weight: bold;">【拡大】</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">保育所・幼稚園 教育部 子ども課(保育幼稚園係)</p>	窓口	部局	課室	情報公開・国際交流・統計等	総務部	庶務課	住民票・相談・町会等	市民連携室：市民連携係	市民連携室： 市民相談・交通防犯係	市民サービス課（市民係）	税・年金	企画財政部	同上（年金係）	保険・医療・福祉	健康福祉部	税務課	福祉課	高齢介護課	国保医療助成課	墓地・畜犬・ごみ	環境部	保護課	環境保全課	市営住宅	建設部	廃棄物対策課	水道料金・届出	水道部	建築課	税金等の支払		業務課			会計室	窓口部署の追加
窓口	部局	課室																																																																									
情報公開・国際交流・統計等	総務部	庶務課																																																																									
住民票・相談・町会等		市民連携室：市民連携係																																																																									
		市民連携室： 市民相談・交通防犯係																																																																									
		市民サービス課（市民係）																																																																									
税・年金		企画財政部	同上（年金係）																																																																								
保険・医療・福祉	健康福祉部	税務課																																																																									
		福祉課																																																																									
		高齢介護課																																																																									
		国保医療助成課																																																																									
墓地・畜犬・ごみ	環境部	保護課																																																																									
		環境保全課																																																																									
市営住宅	建設部	廃棄物対策課																																																																									
水道料金・届出	水道部	建築課																																																																									
税金等の支払		業務課																																																																									
		会計室																																																																									
窓口	部局	課室																																																																									
情報公開・国際交流・統計等	総務部	庶務課																																																																									
住民票・相談・町会等		市民連携室：市民連携係																																																																									
		市民連携室： 市民相談・交通防犯係																																																																									
		市民サービス課（市民係）																																																																									
税・年金		企画財政部	同上（年金係）																																																																								
保険・医療・福祉	健康福祉部	税務課																																																																									
		福祉課																																																																									
		高齢介護課																																																																									
		国保医療助成課																																																																									
墓地・畜犬・ごみ	環境部	保護課																																																																									
		環境保全課																																																																									
市営住宅	建設部	廃棄物対策課																																																																									
水道料金・届出	水道部	建築課																																																																									
税金等の支払		業務課																																																																									
		会計室																																																																									
6	第8章 事業計画 1. 事業方式	40	<p>【「■評価項目における各事業手法の比較整理」の一覧表下の文章】</p> <p>従来方式とDB方式(実施設計から)では、平成32年度内の新庁舎完成は可能であるが、DB方式(基本設計から)では困難となり、事業方式としては、従来方式又はDB方式(実施設計から)のいずれかを決定していくことになります。</p> <p>従来方式は、当市でも一般的に用いられている事業方式であり、建築主体工事など工事種別ごとに分離発注することにより、多くの地元企業が参画しやすい発注方式であるが、発注が分けられるうえ、実施設計完成以降の工事契約の決定となるため、事業費高騰などの影響から入札不落のリスクは高まり、工期に影響を及ぼすことが懸念されます。</p> <p>一方、DB方式(実施設計から)では、工事契約の決定が従来方式より早期に決定することが出来るため、東日本大震災の復興工事や東京五輪関連工事による事業費高騰などの発注者リスクを減らすことが可能であるが、工期が短い大規模工事では大手企業が中心となることが多く、地域経済の活性化の観点から、地元企業の参入について懸念される所です。</p> <p>それぞれの事業手法のメリット・デメリットを検証した中で、最善の事業手法を選定していく必要があります。</p>	<p>【「■評価項目における各事業手法の比較整理」の一覧表下の文章】</p> <p style="color: red;">従来方式とデザインビルド(DB)方式の事業手法について比較検討した結果、老朽化、耐震性の不足など様々な課題を抱える現庁舎の早期整備に向け、事業者選定に要する時間が比較的短く、将来に過度な負担を残さないよう現時点で平成32年度を期限とする合併特例債が活用でき、設計段階においても市の意向や市民意見を反映しやすく、多くの地元企業が事業に関わることにより地域経済への波及効果が期待できる等の理由から、本市の新庁舎建設の事業手法として、設計・施工分離発注方式(従来方式)が適していると考えられます。</p> <p style="color: red;">また、昨今の東日本大震災の復興需要や東京五輪関連による事業費の高騰、工事量の増加により予定工期への影響も懸念されるため、従来方式による事業手法を念頭に進めながら、社会情勢や建設工事の発注状況などを把握し、今後においても慎重に検討する必要があります。</p>	基本計画の次のステップと位置付けている基本設計に着手するためには、基本計画において事業手法を決定する必要があることから、従来方式とデザインビルド方式の比較検討した結果に差し替えて掲載																																																																						

※ 上記修正を行った基本計画の全文については、別紙2「岩見沢市新庁舎建設基本計画(案)」のとおり

